

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年4月9日（平成30年（行情）諮問第184号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第125号）

事件名：特定事件番号の事件に係る付審判請求の際に作成された意見書の写しの不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月18日付け特定文書番号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

処分庁が本件対象文書を不開示とした理由は、「本件対象文書は行政文書であるが、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用除外である」というものである。

そこで、次の通り反論する。

##### ア 本件対象文書について

本件対象文書は、刑事訴訟規則（以下「刑訴規則」という。）171条に基づいて、検察官が特定地裁に提出するために不起訴処分決定後に作成した「意見書」であって、「裁判官の職務上の行為（被疑事実）は、職務執行上の裁量の範囲内であるから、公務員職権濫用罪にはならない」旨の不起訴処分の理由が記録されている。

##### イ 本件対象文書は「行政文書」である。

本件対象文書は、検察官が職務上作成したものであるから「公文書」であって、原本が裁判所に提出されたとしても、その控え（写し）は処分庁が保存すべきものである。

##### ウ 本件対象文書の内容は「国民の知る権利」に合致する。

本件対象文書には、特定地裁（特定事件番号A）及び特定高裁（特

定事件番号B)が事後に正当化した「刑事司法(検察官)が考える「民事裁判における裁判官の裁量の範囲」」が明示されており、公共の利益として「国民の知る権利」にも合致するもので、法が規定する不開示情報には当たらない。

エ 刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」には該当しない。

同条の「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得された書類であり、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであると理解される。(適用除外：答申14(行情)29)

ところが、本件対象文書は被疑事件の不起訴処分決定後に、検察官が不起訴処分の理由を記録した書類であって、捜査・公判の過程において作成・取得されたものではない。本件対象文書に記録されている内容は、付審判請求事件(特定地裁特定事件番号A)において判示されており、秘密情報などには当たらない。

したがって、本件対象文書は、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではなく、刑事訴訟記録でも不起訴記録でもないから、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」には該当しない。

オ 保有の有無の問題

処分庁は本件対象文書の存否を明らかにしていないが、本件対象文書(原本)が特定地裁に存在することに異論はないであろう。そうすると、問題は処分庁による保有の有無である。社会通念上、公文書を作成したらそれを保存するのは義務であり、たとえ裁判所に提出されたとしても、その控え(写し)は適切に保存すべきものである。(本件対象文書の作成日：特定年月日A以降)

しかしながら、処分庁が本件対象文書を現に保有していないというのであれば、それは「杜撰な公文書管理」に起因するものであり、情報隠しの疑念も生じるところである。万が一、処分庁が本件対象文書を保有していないと回答されるのであれば、その責任は処分庁にあるので、特定地裁にその写しを取り寄せるなりして、情報公開に応じてもらいたい。

(2) 意見書(添付資料は省略)

諮問庁の結論は「本件対象文書は、刑訴法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外される」であるから、以下のとおり反論する。

ア 本件対象文書について

本件対象文書は、検察官の不起訴処分の正当性を裁判所が判断する

ための手続の過程で、検察官が刑訴規則 171 条に基づいて作成した行政文書である。

本件対象文書には、付審判請求の被疑事実（高裁裁判官が行った既判力のねつ造による権利行使の妨害行為）について、公務員職権濫用罪は成立せず、罪とならずとして公訴を提起しないこととした「不起訴処分の理由」が記載されている。

イ 刑訴法 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当しない理由

（ア）被疑事件の不起訴処分の確定後に、付審判請求事件に関して作成された書類である。（捜査・公判の過程において作成された書類ではない）

（イ）刑訴法に、開示・不開示の要件や開示手続は定められていない。

（ウ）不起訴記録に準じて取り扱われていない。（本件対象文書の存否は不明）

（エ）裁判官の職務行為（被疑事実）は罪とならずとした「公務員職権濫用罪に対する不起訴処分の理由」は、名誉やプライバシーは問題にはならない。

（3）結論

以上のとおり、本件対象文書は、刑訴法 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当せず、その内容は「裁判官の職務行為に関する事項」であるから、公共の利益に資するもので、国民の知る権利にも合致するので、告発人の住所氏名等、個人が特定される部分を除いて、情報公開に応じてもらいたい。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、「特定地方検察庁事件番号平成〇年検第〇号、〇号、〇号にかかる付審判請求の際に、特定地方検察庁の検察官が刑訴規則 171 条に基づいて職務上作成した意見書の写し」（本件対象文書）を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求は、刑訴規則 171 条の規定に基づき検察官が裁判所に送付する意見書の開示を求めるものであるところ、同意見書は、訴訟に関する書類に該当し、その存否はさておき、請求自体からして、刑訴法 53 条の 2 第 1 項の規定により法の適用が除外される訴訟に関する書類に該当するとして、不開示決定を行った。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、不開示決定を取り消し、行政文書の開示決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持するこ

とが妥当であると認めたので、以下のとおり、理由を述べる。

### 3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判の開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類」については、法第4章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、法の適用除外の対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

### 4 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

#### (1) 本件対象文書について

刑訴法262条の規定において、刑法193条等の罪について告訴又は告発した者は、検察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、その検察官所属の検察庁を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができることとされており、検察官は、その請求を理由があるものと認めるときは、事件を再起の上、裁判所に公訴を提起しなければならないとされており、理由がないものと認めるときは、刑訴規則171条の規定により、「意見書」を添えて書類及び証拠物等を裁判所に送付しなければならないとされている。

#### (2) 本件対象文書の「訴訟に関する書類」該当性について

前記のとおり、付審判請求が申し立てられた不起訴事件について、検察官は、請求に理由があるか否かを判断するため、当該事件の不起訴記録の内容を検討し、事案によっては、参考人等の取調べや関係証拠の提出を受けるなどの補充捜査を行った上、理由がない場合には意見書を作成して裁判所に送付することとなるものであり、同意見書が被疑事件に

関して作成された「訴訟に関する書類」であることは明らかである。

したがって、本件対象文書は、刑訴法47条及び53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、その開示の可否は不起訴記録に準じて判断すべきものであると解される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外されるため、処分庁が行った不開示決定は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月11日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について検討する。

##### 2 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について

###### (1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第1項は、「訴訟に関する書類」については、法の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同項の「訴訟に関する書類」には、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録も含まれ、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書全てが、これに該当すると解される。

###### (2) 「訴訟に関する書類」該当性

ア 刑法193条等の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる（刑訴法262条）とされており、検察官は、その請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければなら

ず（刑訴法264条），その請求を理由がないものと認めるときは，意見書を添えて書類及び証拠物とともにこれを刑訴法262条に規定する裁判所に送付しなければならない（刑訴規則171条）とされている。

イ そして，付審判請求が申し立てられた不起訴事件について，検察官は，請求に理由があるか否かを判断するため，当該事件の不起訴記録の内容を検討し，事案によっては，参考人等の取調べや関係証拠の提出を受けるなどの補充捜査を行った上，理由がない場合には意見書を作成して裁判所に送付する旨の上記第3の4（2）の諮問序の説明は，これを覆すに足りる事情はなく，首肯できる。

ウ そうすると，検察官が，付審判請求を受けて，その請求に理由があるか否かを検討し判断をする過程は，犯罪の成否や嫌疑の有無を検討するという捜査権行使にほかならないから，本件対象文書は，そうした捜査権行使の経過や結果を示す内容が記載されたものであって，捜査の過程で作成された文書であると認められる。

エ したがって，本件対象文書は，刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当すると認められるから，法の規定は適用されないものである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し，法の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象文書は同項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定地方検察庁事件番号平成○年検第○号，○号，○号にかかる付審判請求の際に，特定地方検察庁の検察官が刑訴規則171条に基づいて職務上作成した意見書の写し